

議案第21号

葛飾区文化会館条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成22年 2 月18日

提出者 葛飾区長 青 木 克 徳

(提案理由)

文化会館南側駐車場を新設する必要があるので、本案を提出いたします。

葛飾区文化会館条例の一部を改正する条例

葛飾区文化会館条例（平成 3 年葛飾区条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2（備考以外の部分に限る。）を次のように改める。

別表第 2（第18条関係）

名称	限度額（20分につき）
文化会館地下駐車場	100円
京成高架下駐車場	
文化会館南側駐車場	

付 則

この条例は、平成22年 4 月 1 日から施行する。